

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第9回習志野市農業委員会総会は平成30年9月5日（水曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 1名欠席 1名欠員

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠 員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 14番 中野 政博 1番 植草 守

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時00分

1. 付議案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第2号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について  
議案第3号 特定農地貸付け承認申請について

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻より若干早いですが皆様がそろいましたので、 只今より、平成30年 第9回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は、10番 三代川 彦博委員より事前に欠席の報告を受けております。</p> <p>よって1名の欠席と1名の欠員を含め16名中14名の出席でありますので、本日の習志野市農業委員会第9回総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>14番 中野 政博 委員 1番 植草 守 委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>皆様、既にご覧いただいていると思いますが、本日の議案案件は4件でございます。</p> <p>当初3件の予定でしたが、追加議案として「習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について」を期日等が迫っていることから急遽追加し、計4件を議題として審議しますので、ご承知おきください。第3号議案については議案説明の後、研修を兼ね制度について事務局より説明をしていただいた後、採決したいと思います。</p> <p>また、報告案件後に、その他事項として屋敷の件について報告があります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による 許可後の計画変更承認申請について、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第 1 号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について平成29年12月1日付け千葉県千農指令第1021号で専用住宅として農地法第5条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番●の農地(畑)1,148㎡に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。</p> <p>平成30年9月5日提出</p> <p>変更理由 建売分譲住宅建設計画のうち、木造二階建て7棟から6棟へ変更したため。</p> <p>申請者 船橋市山野町118番地1 レオメインスクエア株式会社レオ・コーポレーション 代表取締役 吉村 太佑 習志野市津田沼●丁目●番●●-●●●号 ●● ●●</p>

<p>議 長</p>	<p>変更内容 建設棟数の変更及び事業に要する経費の変更  工事期間 変更前(着工日 29 年 12 月 2 日 完了日 35 年 3 月 31 日)  変更後(着工日 29 年 12 月 2 日 完了日 35 年 3 月 31 日)  以上でございます。</p> <p>事務局有難うございました。  続いて、現地調査報告を植草委員よりお願いします。</p>
<p>植草委員</p>	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請」  について、現地調査報告をさせていただきます。平成30年8月29日に  企画委員会後に、企画委員5名事務局2名で行ってまいりました。申  請地は、●●●前の交差点を右折し、大久保方面に●●●●を過ぎ、  ●●●●の裏手の一角になります。皆さんも記憶に新しい、29年12  月に許可を受けた建売分譲7区画7棟の計画でした。  今回の変更は、2区画の購入者がおり、区画を6区画と住宅を6棟へ変  更すると伺いました。  現地を確認しましたが、一番奥の2区画を1区画にするだけで、特別問  題はありませんでした。  以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。  皆様で、よろしくご審議のほど お願いいたします。  以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>植草委員、現地調査報告ありがとうございました。  事務局、内容説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号の3頁の土地利用計画図変更前と4頁の土地利用計画  図変更後をご覧ください。  当初7区画7棟の建売分譲から6区画6棟の建売分譲に変更する  もので、変更区画は6番区画と7番区画を合わせて行います。  造成計画断面図をご覧ください。  変更前の6番区画と7番区画では高低差があります。  今回、この区画を合わせて行いますが、高低差はこのままの状況で、  家については、基礎の高さで調整するとのことですが、  通常であれば、土盛り等で宅地内の高低差を平らにするのが一般的  ですが、基礎の高さで行うとのこと確認を取っています。  次に2頁の資金計画をご覧ください。  変更前と変更後では、単純に1棟当たりの金額を7棟から6棟にし  た金額で算出していますが、2区画分に大き目の家を建設するので  あれば単純6棟分の金額で良いのか確認したところ、現時点で見積</p>

<p>議 長</p>	<p>額が算出されていないとのことで、6棟で計算しているとのことで、開発区画の変更を優先していますので、変更後の金額等が算出した時点で提出される見込みです、その時は総会で報告いたします。</p> <p>事務局、詳細説明 有難うございました。 関連して、どなたか質問等ございますか？</p> <p>他になければ、議案第1号の審議に入ります。 議案第1号「農地法 第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について賛成の方の同意を求めます。</p> <p>議案第1号について賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第1号は承認されました。 事務局は、千葉県に対し承認の旨、進達してください。</p> <p>続きまして、議案第2号 「平成30年度 習志野市農用地利用集積計画 第2号(案)」について 事務局より議案説明を求めます。 議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号、平成30年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号(案)の提出があったので意見を求める。 平成30年9月5日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積</p> <p>習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●m<sup>2</sup>  習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●m<sup>2</sup>  習志野市●●●丁目●●●●番● ●●m<sup>2</sup> 合計 ●●●m<sup>2</sup></p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定(3年間)</p> <p>3 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 習志野市●●●丁目●●番 ●号 ●●● ●●  譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>今回は、現地調査報告と内容説明を事務局よりお願いします。</p> <p>現況の写真を廻しますので、それを見ながら資料の説明を致します 議案2号、利用集積は認定農業者が農地を借りる際に利用計画を提出することで、個別に契約を交わさずに、3年間農地を借りること</p>

	<p>が出来ます。継続の際は、3年ごとに利用計画を提出します。  認定農業者でない一般の農業者が農地を借りるときは、農地法第3条の適用となり、契約を交わすような形になります。こちらは、契約が任期满了となっても解約しない限り継続となってしまいます。今回のケースは、継続をするために、再度利用計画を出すものです。  ・ ・ ・ ・ 添付資料の説明を行う ・ ・ ・ ・</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、現地調査報告と詳細説明 有難うございました。  これらの状況を踏まえて、何か意見等ございませんか？  譲り受け人と同じ地区の  ●●地区の●● ●● 委員 補足等ございませんか？</p>
<p>●●委員</p>	<p>特に意見は有りません。  申請者は、農業を一生懸命行っているので、農地の管理は問題無いと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他に意見等がありましたらお願いします。  ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p>
<p>塩田委員</p>	<p>参考資料の⑤借入済地は自作地と隣接していますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>借入済地は全て隣接、一体と言う事ではありません。  幾つか借入している農地が有りますが、今回の議案案件の3筆については、既に利用集積により借入れている農地の一部と接しています。  また、公図にも有りますように申請地は中畑であり接道要件も有りませんので、申請者がこの農地を借り受て一体として活用するのに適していると思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見等ございますか。  村山委員どうぞ。</p>
<p>村山委員</p>	<p>利用集積による貸し借りの場合、借受者の営農計画や農地の管理等については、審議は必要としないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用集積計画の申請については、借受者は認定農業者で有ることから、特に審議事項としていません。  認定農業者になるための申請時並びに再任時には、年間農業従事時間や農業による年間収益などの計画を立て認められている方々で</p>

<p>議 長</p>	<p>すので、その辺は信頼できるものと判断しています。</p> <p>他になければ、議案第2号の審議に入ります。 質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 「平成30年度 習志野市 農用地利用集積計画 第2号(案)」について賛成の方の同意を求めます。 議案第2号について賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第2号は承認されました。 事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。 次に、議案第3号「特定農地 貸付け承認申請」について事務局より議案説明と内容説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第3号 特定農地貸付け承認申請について 提出日 平成30年9月5日(水) 申請者 住所 : 習志野市●●● - ●●● - ●●● - ●●●● 氏名 : ●●●● 土地の所在 : 習志野市●●●●丁目●●●● 地目 : 畑 地積 : ●, ●●●●</p> <p>申請の理由 当該農地の所有者であった申請者の父が、平成29年8月18日から3年間の契約で幕張西に在住の●●●●氏との間で農作業受託契約を交わしていたが、●●●●氏は農作業受託契約に反し、他者に無許可で貸農園として又貸しをしていたため、平成29年10月15日父の死亡により農地の相続を受けた●●●●氏は、農業経験がなく、正規の手続きに従い貸農園を開設するものです。 貸農園の利用者は、従来の利用者を継続して使用させるとのことで、新たに利用者の募集は行わない。</p> <p>詳細 農園名 : ●●●●農園 区画数 : 24区画 (1区画当たり40㎡) 貸付期間 : 1年間 使用料 : 年間10,000円</p> <p>【申請に係る添付資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定農地貸付け承認申請書 農業委員会受付日 平成30年8月22日</li> <li>② 市民農園貸付協定書 ●●●●・習志野市長 平成30年8月21日</li> <li>③ 市民農園事業計画書</li> <li>④ 特定農地貸付規程 (習志野市と申請者で作成したもの。期間・賃料・募集方法等)</li> </ol>

議 長	<p>⑤ 全部事項証明書・案内図・公図・土地区割図</p> <p>特定農地貸付け（農地法の特例）様々な諸条件があるものの、個人と市との間で規程や協定を結んだ後、その農地を管轄している農業委員会に特定農地貸付承認申請書の提出を行い、承認されれば、自身の農地を不特定多数の者に農園（市民農園）として個々に契約を結んで、金銭の授受を目的として貸付することができる。 管理運営等は、申請者自身の責任において行うものです。</p> <p>この後、市民農園の制度と法令等について、手作りの資料に基づき職員より説明いたします。 その間、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>．．．．． 20分程の説明を兼ね研修を行う。．．．．． （特定農地貸付法・市民農園整備促進法・体験農園について）</p>
議 長	<p>休憩前に戻り会議を続けます。 事務局、議案説明有難うございました。 ご意見・質問のある方は、挙手願います。 織戸委員どうぞ．．．</p>
織戸委員	<p>農園利用者に対し、野菜の残渣処理について指導するとありますが一文付け加えていただきたいのですが、菜園で使用した肥料等の袋が風で舞って来るので、そのような物の管理について注意するようにお願いしたい。</p>
議 長	<p>市民農園を開設するには、隣接農業者と調和を図り活用していただきたいと思っておりますので、様々な要望も有ると思っておりますので色々意見を出していただき、皆様で審議し条件を附すこともできます。</p>
事務局	<p>市民農園の開設者や利用者は、農業にあまり精通していないことなどから農業者から見れば歯痒いことも有りますが、作付方法などを聞かれると親切に指導したり教えているのが隣接農業者の方々です。 隣接農業者とは共存し、調和の取れた農地利用をしていただきたく思っています。 今後、何か問題等があれば、農業委員会・産業振興課に申し出てください。</p>
議 長	<p>その他に意見等がありましたらお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>他になければ、議案第3号の審議に入ります。        質問等が無ければ、採決に入ります。        議案第3号 「特定農地 貸付け 承認申請」について        賛成の方の同意を求めます。</p> <p>議案第3号について賛成の方は、挙手願います。        全員の賛成を持ちまして、議案第3号は承認されました。        事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。</p> <p>追加議案の        議案第4号 習志野市 市有財産 調査委員会委員の推薦について        事務局より、議案の説明と内容説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>この議案第4号は、委員の任期満了日が迫っていること並びに        委員が決定してから委嘱状の交付等の時間的な事を踏まえると        10月の総会には間に合わないため、追加議案として急遽対応して        いただいたものです。</p> <p>それでは、議案第4号の説明をいたします。        習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について        平成30年8月29日付け資管第118号により、習志野市長から        農業委員会会長あてに、習志野市市有財産調査委員会の委員の任期        が平成30年10月7日をもって満了するため、農業委員会より3        名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。</p> <p>選出人数 3名 委員の任期 1年間        期 間 平成30年10月8日から2019年10月7日まで        根拠条例 習志野市市有財産調査委員会条例第3条第2項        農業委員会受付日 平成30年8月30日</p> <p>「習志野市市有財産調査委員会」について、少々説明させていただきます。</p> <p>習志野市が所有する財産の状況を調査して、効率よく運用すること        を目的として設置しています。</p> <p>実際は、どの様なことを審議するかと簡単に言いますと、市の所有        する土地の境界や、市有財産の処分等について委員会の中で調査や        審議をします。</p> <p>委員については、市議会議員、農業委員や、財産に関しての学識経        験者の中から市長が委嘱します。</p> <p>平成29年度は、1回開催され、市有地の売り払い実績の報告等が        ありました。</p> <p>昨年の農業委員就任時に、農業委員会より推薦しましたものです。</p>



<p>議 長</p> <p>各委員</p>	<p>事務局有難うございました。</p> <p>忙しいことは承知していますが、委員の任期が1年であることから現委員の3名に、引き続きお願いしたいと思いますが、如何でしょうか？</p> <p>・・・賛成の声 あり・・・</p>
<p>議 長</p> <p>対象委員</p>	<p>●●委員、●●委員、●●委員に是非とも、お願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか？</p> <p>・・・わかりました！との声 あり・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>ご了解いただき、有難うございました。</p> <p>それでは、議案第4号について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員 賛成を持ちまして、議案第4号は承認されました。</p> <p>本日、3名の方にお願いますので、事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。</p> <p>これにて、本日の審議案件は全て終了いたし。</p> <p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法 第4条 第1項 第7号の規定による 転用届出の 受理通知及び</p> <p>報告第2号の農地法 第5条 第1項 第6号の規定による 転用届出の受理通知について、</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>どなたか質問等ありますか？質問等がありましたら挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。</p> <p>皆さま、ご苦労様でした。</p> <p>この後、その他事項につきましては、事務局より進行をお願いいたします。</p>